役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 地球環境産業技術研究機構(以下「本財団」 という。)の定款第15条、第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員及び評議員をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上 の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明 確に区分されるものとする。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(日当、宿 泊料及び移転料含む)及び手数料等の経費をいう。日当、宿泊料及び移転 料については別表第3「役員等の日当、宿泊料及び移転料」のとおりとす る。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び額の決定)

- 第3条 本財団は、次の各号のいずれかに該当する役員に対して別表第1「役員の報酬年俸額」に基づき報酬を支給することができる。
 - (1) 常勤役員
 - (2) 非常勤役員のうち次の者
 - ①本財団の業務を執行する理事
 - ②監事
 - 2 各理事の報酬年俸額は、理事長が理事会の承認を得て決定し、各監事の 報酬年俸額は、評議員会で決定する。支給方法は、別表第1に定めるほか、 理事長が別に定める。
 - 3 常勤役員の退職に当たっては、別に定める「役員退職金規程」により、 退職金を支給することができる。

4 評議員には定款第15条第1項に定める金額の範囲内において、別表第2 「評議員の報酬額」に基づき報酬を支給することができる。

(通勤費)

第4条 前条第1項の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

- 第5条 第3条第1項の役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支給することができる。
 - 2 評議員が評議員会に出席する場合に交通費の実費相当額を支給すること ができる。支給対象者は、第3条4項と同様とする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程および役員退職金規程をもって、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給 の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、 別に定めるものとする。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

本改正は、平成30年6月21日から施行する。

別表第1「役員の報酬年俸額」

[常勤役員 報酬年俸額]

・理事長
・副理事長
・専務理事
・専務理事
・常務理事
・常務理事
・常務理事
・理事
・監事
23,401千円までの範囲内
16千円までの範囲内
18,666千円までの範囲内
18,100千円までの範囲内
・監事
14,841千円までの範囲内

(支払方法)

報酬年俸額を17等分し、毎月報酬月額として17分の1ずつ支払い、その他を賞与として6月、および12月に支払うものとする。

[第3条第1項第2号①に定める者 報酬年俸額]

それぞれの役職毎に[常勤役員 報酬年俸額]に対して3分の1の金額までの範囲内で、勤務形態に応じて決定する。

(支払方法)

報酬年俸額を12等分し、毎月報酬月額として12分の1ずつ支払う。

[第3条第1項第2号②に定める者 報酬年俸額]

120万円までの範囲内

(支払方法)

報酬年俸額を12等分し、毎月報酬月額として12分の1ずつ支払う。

別表第2「評議員の報酬額」

評議員会出席の都度一人一律20,00円とする。

ただし、大学や研究機関等の学識経験者を支給対象とし、それ以外の会社等に所属する者には支払わない。

別表第3「役員の日当、宿泊料、移転料」

日当	3,000 円	
(/日)		
宿泊料	政令指定都市及び	14,800 円
(1夜あたり)	その隣接地域	
	その他の地域	13,300 円
移転料	50km 未満	113,000 円
(鉄道)		
	50km 以上	132,000 円
	100km 未満	
	100km 以上	161,000 円
	300km 未満	
	300km 以上	199,000 円
	500km 未満	
	500km 以上	265,000 円
	1000km 未満	
	1000km 以上	278,000 円
	1500km 未満	
	1500km 以上	298,000 円
	2000km 未満	
	2000km 以上	346,000 円

(備考)

移転料は、赴任又は帰任に伴う住所又は居所の移転について、 路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。 ただし、出向者については、公共団体、民間団体等(以下、「出向 団体」という。)との協定に基づくものとする。